# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年2月5日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 理事 定光 裕樹

- 1. 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件名 海外安全教育業務
  - (2) 内容 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の役職員の安全教育契約 (詳細は入札説明書による。)
  - (3) 契約期間 令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
  - (4) 入札方法 一般競争入札

入札金額は総額を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)の競争参加資格(全省 庁統一資格)の「役務の提供等」において、「A」、「B」若しくは「C」等級に格 付けされた者であること、又は当該競争参加資格を有していない者で、公募提出 期限までに競争参加者資格審査を受け、当該等級に格付けされた者であること。
- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の 処分を受けていないこと。
- (4) 本業務を遂行するために必要な知見、実施体制、管理体制を有し、かつこれまで に本業務に関連する業務について十分な実績を有していること。
- (5) 機構の海外支所14支所の国別、地域別危険情報について、十分な知見を有し、 安全対策等の情報提供、提案ができること。

海外事務所の所在地については、以下ホームページを参照のこと。

http://www.jogmec.go.jp/about/overseas\_office\_001.html

(6) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- (7) 本業務の実施にあたり必要に応じて、機構との連絡調整や打ち合わせに対応できること。
- (8) 日本語対応ができること。

#### 3. 一般競争入札参加の申し出

一般競争に参加しようとする者は、下記4.(1)において入札説明書の交付を受けた上で、一般競争入札参加申請書を、下記の提出期限及び提出方法にて提出すること。なお、競争に参加する者に必要な資格等について確認を行い、上記2.(1)から(8)に該当する者に限り入札参加の対象とする。

提出期限 : 令和2年2月21日(金)12:00まで

提出方法 : 4.(1)に示す場所へ提出。

確認方法 : 入札参加資格がないと認めた者にだけ、一般競争入札参加資格者不確認

通知書を令和2年2月26日(火) 12時00分までにFAXにて送信す

る。

## 4. 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

問い合わせ期間については、本公告の日から令和2年2月20日(木) 12時00分までとする。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号虎ノ門ツインビルディング独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

総務部管理課 神保、前田 Email: anzen@jogmec.go.jp

(2) 入札説明書の交付方法

上記(1)において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年3月2日(月)15時00分

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 2階会議室

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

#### 5. その他必要な事項

- (1)入札の無効 競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反 した入札は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否 要(契約書(案)のとおり)
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 本事業に係る契約締結は、当該契約に係る令和2年度予算が成立し、予算配賦が なされることを条件とする。予算状況により業務内容が変更となる場合がある。

### ○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課 長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として 再就職していること
- ② 当機構との間の取引額が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名 及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
  - ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び 当機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上